

財務書類作成支援業務委託 仕様書

1 業務名

財務書類作成支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成 27 年 1 月 23 日総務大臣通知）に基づき、総務省から示された「統一的な基準」による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成及び固定資産台帳の整理を行なうため、地方公会計制度に精通し会計の専門的知識を有する事業者から支援を得ることにより、正確な会計処理による財務書類を作成することを目的とする。

なお、財務書類の公表時期及び成果品の納入時期は、連結対象団体（一部事務組合等）の作成状況を考慮しながら委託者及び受託者の協議の上、決定するものとする。

3 委託期間及び履行場所

委託期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、履行場所は酒田市役所とする。

4 業務内容

総務省から示された「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に準拠した財務書類を作成するために必要な業務支援を行うこと。

なお、本業務にあたっては、酒田市財務会計システム及び、株式会社システムディ社製の公会計システム「PPP クラウド」（以下、公会計システムとする）の使用を前提とした作成及び支援とし、公会計システムの年間利用料金は委託料に含むものとする。

また、公会計システムのシステムセットアップ及び委託期間内のシステム利用を含むものとする。

5 完了検査及び委託料

委託料の支払いは一括払いとし、成果品納入後に行われる委託者による完了検査に合格したのち、委託者は、請求の日から起算して 30 日以内に受託者に支払う。

6 支援項目

(1) 財務書類作成に係るスケジュール等全体調整

作業方針、日程、役割分担などの全体スケジュールの作成

- (2) 複式仕訳の対応
 - ア 執行データを複式仕訳するための変換パターンの作成及び見直し
 - イ 公会計システムへの執行データの取込み、複式仕訳変換パターンに基づく複式仕訳の実行と妥当性の確認
- (3) 固定資産台帳の更新
 - ア 期中資産異動データ作成のための情報収集、照合作業の実施
 - イ 期中資産異動データの確定、固定資産台帳へ反映
 - ウ 公会計システム上での減価償却費の計算と固定資産台帳の整合性の確認
- (4) 金融資産及び負債の管理
 - ア 期中異動データ作成のための情報収集、照合作業の実施
 - イ 期中異動データの確定、公会計システムへの反映
- (5) 決算整理仕訳
財務書類作成に必要な決算整理仕訳項目の洗出しと決算整理仕訳の作成
- (6) 一般会計等財務書類の作成
 - ア 内部取引相殺仕訳の作成
 - イ 一般会計等財務書類の作成と整合性の確認
 - ウ 一般会計等附属明細書及び注記の作成と整合性の確認
- (7) 全体財務書類の作成
 - ア 内部取引相殺仕訳の作成
 - イ 全体財務書類の作成と整合性の確認
 - ウ 全体附属明細書及び注記の作成と整合性の確認
- (8) 連結財務書類の作成
 - ア 連結対象団体の財務書類の読替表の作成
 - イ 連結相殺仕訳の作成
 - ウ 連結精算表の作成
 - エ 連結財務書類の作成と整合性の確認
 - オ 連結附属明細書及び注記の作成と整合性の確認
- (9) その他財務書類作成等において想定される支援

7 成果品

本業務の成果品は、次に掲げるものとし、いずれも紙1部及び電子データを格納したCD-R1部を納入するものとする。

なお、電子データはExcel形式もしくはWord形式及びPDF形式とする。

- (1)財務書類(一般会計等、全体、連結)
- (2)附属明細書(一般会計等、全体、連結)
- (3)注記(一般会計等、全体、連結)

(4)その他必要と認められる資料

8 その他

(1)秘密の保持

本業務を通じて知り得た情報については、委託者の承認を受けることなく将来においても第三者に漏らしてはならない。

(2)成果品の所有権等

成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとする。

(3)業務の補償

業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(4)貸与資料等

本業務を実施する上で必要な資料等については、取扱い及び保管を慎重に行い、業務完了後に返却すること。

(5)業務の履行体制

受注者は、本業務の特性を考慮し、十分な経験をもって秩序正しい業務を実施するために、地方公会計制度に精通した会計に関する専門的知識を有する公認会計士及び税理士を、山形県内に設置した本社・営業所に常駐配置するとともに、地方自治体において同様の業務支援実績及び財務書類成果品の納入実績があること。

(6)再委託の禁止

受託者は、本業務の全部もしくは一部を第三者に再委託をしてはならない。

(7)その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者の協議の上、定めるものとする。